真宗大谷学園個人情報保護に関する規程

第1章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人真宗大谷学園(以下「学園」という。)及び学園が設置する各学校(大谷大学、九州大谷短期大学、大谷高等学校、大谷中学校、大谷幼稚園。以下「各学校」という。)における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、学園及び各学校の業務の適正かつ円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できることとなるものを含む。)をいう。
- 2 「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪による被害の事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 3 この規程において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む 情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
 - (1) 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - (2) 前号に掲げるものの他、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 4 この規程において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- 5 この規程において「保有個人データ」とは、職員が職務上取得、又は 作成した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、学 園及び各学校が保有しているものをいう。ただし、文書、図画及び電 磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他、人の知覚によっては認識す ることができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。)に記録され ているものとする。
- 6 この規程において「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。ただし、本人が未成年又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人も本人に含まれるものとする。
- 7 この規程において「学術研究機関等」とは、大学その他の学術研究を目的とする機 関若しくは団体又はそれらの属する者をいう。

(学園理事長等の責務)

第3条 学園理事長(以下「理事長」という。)は、この規程及び関係法

- 令等の趣旨に則り、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を総合的に策定し、実施するとともに、保有個人データの管理について、これを統括する。
- 2 各学校の学長、校長及び園長(以下「各学校の所属長」という。)は、 当該学校が保有する保有個人データの適切な管理のために必要な措置 を 講じるとともに、第 11 条に定める個人情報保護管理者(以下「管 理者」という。)を指導し、個人情報の保護に関連する問題が生じた場 合には、迅速かつ適切に対処するものとする。

(職員の責務)

- 第4条 個人情報を取扱う職員等(学園及び各学校の職制規程に定められた「職員」「専任職員」「契約職員」「兼任職員」「アルバイト職員」を含む。以下同じ。)は、法令及びこの規程を遵守して、個人情報を適正に取扱うとともに、保有個人データの正確性及び安全性の確保に努めなければならない。
- 2 前項の定めについて、職務等で知り得た個人情報を利用目的以外に流 用、又は第三者に漏洩、流出させてはならない。
- 3 前項の規程は、職員等が退職した場合にあっても適用する。 (学術研究における適用除外)
- 第4条の2 この規程は、大谷大学及び九州大谷短期大学(以下「大谷大学等」という。)が学術研究の用に供する目的で個人情報及び個人データを取り扱う場合であって、次の各号に掲げる場合には適用しない(個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)。
 - (1) あらかじめ本人の同意を得ることなく、特定された利用目的の達成に必要な 範囲を超えて個人情報を取り扱うことができる場合として次に掲げるもの(第 13条第1項の例外)
 - ア 大谷大学等が個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき。
 - イ 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関 等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき。
 - (2) あらかじめ本人の同意を得ることなく、要配慮個人情報を取得することができる場合として次に掲げるもの(第14条の2第1項の例外)
 - ア 大谷大学等が要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき。
 - イ 大谷大学等と共同して学術研究を行う学術研究機関等から要配慮個人情報 を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する 必要があるとき。
 - (3) あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供することができる場合として次に掲げるもの(第18条第1項の例外)
 - ア 個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないと き。
 - イ 大谷大学等と共同して学術研究を行う学術研究機関等へ個人データを学術 研究目的で提供する必要があるとき。
 - ウ 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人 データを学術目的で取り扱う必要があるとき。

2 大谷大学等は、学術研究目的で行う個人情報の取扱いについて、本規程を遵守する とともに、その適正を確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内 容を公表するよう努めなければならない。

第2章 個人情報保護本部委員会等の設置

(個人情報保護本部委員会の設置)

第 5 条 この規程の目的を達成するため、学園に個人情報保護本部委員会(以下「本部委員会」という。)を置く。

(審議事項)

- 第6条 本部委員会は、次の事項について審議する。
 - (1) 個人情報の保護に関する基本的施策に関する事項
 - (2) この規程の改正に関する事項
 - (3) 第9条の個人情報保護委員会への助言、指導及び勧告に関する事項
 - (4) その他個人情報の保護に関する重要事項

(本部委員会の構成)

第7条 本部委員会は、真宗大谷学園常務理事会規程第1条第2項、第3項及び第4条第2項に掲げる者をもって構成する。

- 2 委員長は、理事長とする。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

(本部委員会の運営)

- 第8条 本部委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員長に事故あるときは、副委員長が議長となる。
- 3 本部委員会は委員の3分の2の出席をもって成立するものとし、本部 委員会の議決は出席委員の過半数の同意を必要とする。可否同数のと きは議長の決するところによる。
- 4 本部委員会は、委員長が必要あると認めたときには、委員以外の者を 出席させ、意見を聞くことができる。

(個人情報保護委員会の設置)

- 第9条 個人情報の保護を図るため、各学校に個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 2 委員会は、以下の事項について審議し、決定する。
 - (1) 各学校における個人情報の開示、訂正、削除及び不服申し立てに 関する事項
 - (2) 各学校の管理者への助言、指導及び勧告に関する事項
 - (3) その他特に本部委員会が指示した事項
- 3 各学校のうち、合同して委員会を設置することが合理的な場合につい ては、これを認める。
- 4 各委員会に委員長を置き、各学校の所属長がこれに当たる。ただし、 前項による委員会を設置する場合には、理事長が委員長を決定する。
- 5 各学校の委員会は、当該学校に所属する者で第7条の委員であるもの 及びその他の委員若干名により構成する。

- 6 委員会の運営については、前条を準用する。
- 7 委員会の委員長は、その審議事項及び審議結果を本部委員会の委員長 に報告しなければならない。
- 8 各学校の委員会については、各学校の規程において定める。 (所管)
- 第 10 条 学園の個人情報の保護に関する主管部署は学園事務局とし、本 部委員会の事務は主管部署が取扱う。
- 2 各学校における個人情報の保護に関する所管部署は、別に定める。
- 3 主管部署は、各学校の所管部署を統括する。

第3章 管理者

(管理者)

- 第11条 この規程の目的を達成するため、管理者を置く。
- 2 管理者は、以下の各号の職員をもって充てる。
 - (1) 大谷大学 学長、学監·副学長、学監·事務局長、教育·学生支援担当副学長、研究·国際交流担当副学長、部科長等、事務部長、課長
 - (2) 九州大谷短期大学 学長、副学長、教務部長、館長等、学科長、 事務局長、企画室長、課長
 - (3) 大谷高等学校・大谷中学校 校長、副校長、教頭、事務長、事務 主幹、情報科主任、各教学事務組織の長
 - (4) 大谷幼稚園 園長
- 3 前項の定めにかかわらず、各学校の所属長は、特に必要と認める場合 には前項に定める職員以外の者を、管理者に指名することができる。
- 4 管理者はこの規程に従い、その所管する業務の範囲内における個人情報について、職員がこれを適正に取扱うよう指導し、監督するとともに、その取扱い並びに開示、訂正又は削除及び停止の請求に関し、適切に処理しなければならない。
- 5 管理者が所管する個人情報データベース等及び保有個人データの範囲は、各学校が定める事務分掌規程による。ただし、事務分掌が明らかでない業務については、各学校の所属長がその範囲を決定する。
- 6 管理者は、個人情報データベース等及び保有個人データの取扱いに関 し、委員会の助言、指導又は勧告があったときは、速やかに是正その 他必要な措置を講じなければならない。

第4章 個人情報の取得、保有等

(適正取得・適正利用)

- 第11条の2 学園及び各学校は、適法かつ相当な手段により個人情報を取得しなければならない。
- 2 学園及び各学校は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある 方法により個人情報を利用してはならない。

(保有の制限)

- 第12条 個人情報の保有は、学園又は各学校の業務又は教育・研究を遂行するために必要な範囲に限るものとし、保有にあたってはその利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。
- 2 利用目的は、当該本人の個人情報が利用された結果が合理的に想定で きる程度に、具体的に特定されなければならない。
- 3 第1項の利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。 (利用の制限)
- 第 13 条 個人情報は、前条の規定により特定された利用目的以外、又は 利用目的の達成に必要な範囲を超えて取扱ってはならない。
- 2 前項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - (1) 本人の同意がある場合
 - (2) 法令に基づく場合
 - (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、 本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要 がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (5) 国や地方公共団体等が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を 及ぼすおそれがあるとき。
 - (6) 第4条の2第1項第1号に該当する場合

(利用目的の明示)

- 第14条 個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 2 前項の定めにかかわらず、書面(電子的方式、磁気的方式その他、人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ本人に対しその利用目的を明示しなければならない。ただし、以下の各号に該当する場合はこの限りではない。
 - (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合
 - (2) 利用目的を本人に通知又は公表することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (3) 法令に基づくとき、又は司法手続上必要な場合
 - (4) 委員会が、学園又は各学校の権利又は正当な利益を害するおそれがあると認めた場合
 - (5) 前各号に掲げる場合の他、取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき、その他委員会が相当の理由があると認めたとき
- 3 個人情報の取得にあたっては、学園が定める学則及び諸規程で規定す

るものを除き、原則として以下の事項について明らかにしなければな らない。

- (1) 取得の目的
- (2) 用途
- (3) 保有期間

(要配慮個人情報の取得)

- 第 14 条の 2 要配慮個人情報は、合理的な理由がない限り取得しないように努める ものとする。
- 2 要配慮個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得なければならない。
 - (1) 第13条第2項各号に該当する場合
 - (2) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等により公開されている場合
 - (3) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合
 - (4) 第4条の2第1項第2号に該当する場合

第5章 個人情報の管理等

(個人データの適正管理)

- 第 15 条 管理者は、個人データの保護と正確性を維持するため、次の各 号に掲げる必要な措置を講じなければならない。
 - (1) 個人データの漏洩及び改ざんの禁止
 - (2) 個人データを記録した媒体の紛失、毀損、滅失その他の事故防止
 - (3) 個人データの正確性及び最新性の維持
 - (4) 業務上不要となった個人データの速やかな消去又は廃棄
 - (5) その他個人データの保護のために必要な措置

(情報システムにおける管理)

- 第 16 条 ネットワーク管理責任者は、電子計算機を用いて管理する個人情報を取扱うときは、当該個人情報の管理者と協議の上、個人情報の入力、更新、削除、検索等の電子計算機処理を担当する者、及び処理を行う場合の条件等を定めなければならない。
- 2 ネットワーク管理責任者は、電子計算機を用いて管理する保有個人データへの不当なアクセス等の危険に対して、技術面において必要な安全対策を講じなければならない。

(各学校外への持ち出し制限)

- 第17条 個人情報データベース等又は個人情報が含まれる資料は、原則 として各学校外へ持ち出してはならない。ただし、個人データを使用 する業務を各学校外に委託するときは、この限りではない。
- 2 管理者は、前項の業務委託を行う場合、委託業者との間で個人情報の 保護に関する覚書(様式第 1 号)を、所定の手続きに従い稟議の上、締 結しなければならない。
- 3 第1項の定めにかかわらず、教員が授業運営に係る資料、試験答案、

論文、レポートその他の授業運営に必要な資料で、教員の正当な教育活動の遂行に必要な場合は、各学校外への持ち出し制限の適用を除外することができる。

(第三者提供の制限)

- 第 18 条 次に掲げる場合を除く他、あらかじめ本人の同意を得ないで、 個人データを第三者に提供してはならない。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、 本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 国の機関、地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める 事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本 人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれ があるとき
 - (5) 第4条の2第1項第3号に該当する場合
- 2 学園は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の定めにかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。
 - (1) 第三者への提供を利用目的とすること
 - (2) 第三者に提供される個人データの項目
 - (3) 第三者への提供の手段又は方法
 - (4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者 への提供を停止すること
- 3 学園は、前項第2号又は第3号に掲げる事項を変更する場合は、変更 する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り 得る状態に置かなければならない。
- 4 管理者は、個人データを第三者に提供する場合、次に掲げる各号について明らかにした上で、委員会の承諾を得なければならない。
 - (1) 個人データの提供先
 - (2) 個人データの提供理由
 - (3) 提供先における安全管理の方法(漏洩又は盗用対策、保管方法、 複写又は複製禁止等)
 - (4) 提供先における保管期間
 - (5) 当該個人データの再提供の有無
 - (6) 利用目的達成後の個人データの返却又は提供先における破棄若 しくは削除の方法

(外部要員の受け入れに伴う取扱い)

第19条 管理者は、個人データの取扱いを含む業務を行うため、労働者

派遣契約に基づき外部要員を受け入れる場合、派遣業者との間で個人情報の保護に関する覚書(様式第 2 号)を、所定の手続きに従い稟議の上、締結しなければならない。

(保有個人データ等の管理、届出)

- 第20条 個人情報データベース等を現に保有している又は保有しようとするときは、管理者は次の各号について、速やかに又はあらかじめ委員会に届け出て承認を得なければならない。
 - (1) 名称
 - (2) 利用目的
 - (3) 収集の対象者
 - (4) 収集方法
 - (5) 記録項目又は収集する個人情報の項目
 - (6) 記録の形態
 - (7) 保有期間
 - (8) その他委員会が必要と認めた事項
- 2 前項の規定に基づき届け出た事項を変更又は廃止するときは、管理者はあらかじめ委員会に届け出て承認を得なければならない。

(情報漏洩への対応)

- 第 20 条 の 2 管理者は、個人データの漏えい等が発生した場合又はそのおそれがある場合は、直ちに各学校の所属長に報告しなければならない。
- 2 前項の報告を受けた各学校の所属長は、理事長に報告するとともに、速やかに次の措置を講じなければならない。
 - (1) 事実関係の調査及び原因の究明
 - (2) 影響範囲の特定
 - (3) 影響を受ける可能性のある本人への連絡
 - (4) 再発防止策の検討及び実施
 - (5) 事実関係及び再発防止策等の公表
- 3 学園は、個人データの漏えい等が発生し、個人の権利利害を害するおそれが大きいものとして次に掲げる事態が生じたときは、当該事態を知った後、速やかに個人情報保護委員会(内閣府外局)及び所轄庁に報告しなければならない。
 - (1) 要配慮個人情報が含まれる個人データ(高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下同じ。)の漏えい、滅失若しくは毀損
 - (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - (4) 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したお それがある事態
- 4 前項の場合における報告事項は、次に掲げるものとする。
 - (1) 概要
 - (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目
 - (3) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数

- (4) 原因
- (5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- (6) 本人への対応の実施状況
- (7) 公表の実施状況
- (8) 再発防止のための措置
- (9) その他参考となる事項
- 5 第3項の場合において、学園は、当該事態を知った日から30日以内(当該事態が 第3項第3号に定めるものである場合にあっては60日以内)に、当該事態に関する 前項各号に定める事項を個人情報保護委員会(内閣府外局)及び所轄庁に報告しな ければならない。
- 6 学園は、第3項に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、本人に対し、第4項第1号、第2号、第4号、第5号及び第9号に定める事項を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

第6章 保有個人データの開示

(保有個人データの開示)

- 第 21 条 本人は、管理者に対し、学園又は各学校が保有する自己に関する保有個人データの開示を請求することができる。
- 2 前項に規定する請求は、本人であることを明らかにし、当該開示請求 に必要な事項を明記した電磁的記録又は文書(様式第 3 号)を管理者あ てに提出するものとする。ただし、本人の同意があるときには、当該 本人の保証人又は法定代理人による開示の請求を妨げない。
- 3 管理者は、本人から開示の請求があったときは、当該本人が請求した方法(当該方法による開示に多額の費用を要する場合や開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法)により、保有個人データを開示しなければならない。ただし、次条に定めるところにより、その保有個人データが、開示しないことが明らかに正当であると認められるときは、その保有個人データの全部又は一部を開示しないことができる。
- 4 管理者は、本人の保有個人データの全部又は一部を開示しないときは、 その理由を文書により本人に通知しなければならない。

(保有個人データの開示制限)

- 第 22 条 保有個人データが次に掲げる各号に該当する場合は、管理者は本人に対して保有個人データを開示しないものとする。
 - (1) 法令等の定めるところにより本人に開示することができないと 認められるとき
 - (2) 本人の評価、診断、判断、選考、指導等に関する個人情報であって、開示することにより、教育研究又は事務の適正な運営に支障が 生ずるおそれがあるとき
 - (3) 開示することにより、第三者の生命、身体、財産その他の権利利 益を害するおそれがあるとき

- (4) 委員会が、開示をすることにより学園又は各学校の業務の適正な 執行に支障を及ぼすおそれがあると認めたとき
- (5) 前各号に掲げる場合の他、委員会が相当の理由があると認めたとき

(個人情報の訂正、削除の請求)

- 第23条 本人は、学園又は各学校が保有する自己に関する保有個人データの記録に誤りがあると認められる場合には、第21条第2項に定める手続に準じて、管理者に対し、その訂正又は削除を請求することができる。
- 2 管理者は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに調査の上、 必要な措置を講じ、結果を本人に通知しなければならない。訂正又は 削除に応じないときは、その理由を文書により本人に通知しなければ ならない。

(個人情報の利用停止の請求)

- 第24条 本人は、学園又は各学校が保有する自己に関する保有個人データが、次のいずれかに該当する場合は、第21条第2項に定める手続に準じて、管理者に対し、その利用の停止を請求することができる。
 - (1) 第 11 条の 2 の規定に違反して不正の手段により取得されたものであるとき又は不適正な方法により利用されているとき
 - (2) 第13条の規定に違反して目的外利用されているとき。
 - (3) 第14条の2の規定に違反して要配慮個人情報が取得されているとき。
 - (4) 第18条の規定に違反して第三者に提供されているとき。
 - (5) 学園が利用する必要がなくなった場合
 - (6) 漏えい、滅失、毀損等の事態が発生した場合
 - (7) 本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合
- 2 管理者は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに調査の上、 必要な措置を講じ、結果を本人に通知しなければならない。ただし、 利用の停止に応じないときは、その理由を文書により本人に通知しな ければならない。

(個人情報の提供停止の請求)

- 第25条 本人は、学園又は各学校が保有する自己に関する保有個人データが、不当に第三者に提供されていると認められる場合は、第21条第2項に定める手続に準じて、管理者に対し、第三者への提供の停止を請求することができる。
- 2 管理者は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに調査の上、 必要な措置を講じ、結果を本人に通知しなければならない。ただし、 利用の停止に応じないときは、その理由を文書により本人に通知しな ければならない。

(不服の申し立て)

第26条 本人は、第21条及び前3条に規定する、学園又は各学校が保有する自己に関する保有個人データに係る請求に基づいてなされた措置に不服がある場合は、委員会に対し、不服の申し立てを行うことが

できる。ただし、不服申し立て事項が内容同一の場合、再度の申し立 てはできない。

- 2 前項の申し立てをするときは、本人であることを明らかにし、当該申 し立てに必要な事項を明記した文書(様式第 4 号)を、当該保有個人デ ータを所管する管理者を経て、委員会あてに提出しなければならない。
- 3 委員会は、第1項の規定による不服申し立てを受けたときは、速やか に審議、決定し、その結果を本人に文書により通知しなければならな い。
- 4 委員会は、必要があると認めたときには、本人、当該保有個人データ の管理者又は当該保有個人データを所管する部署の職員その他の出席 を求め、意見又は説明を聴くことができる。

第7章 雜則

(教育・研修)

第27条 理事長及び各学校の所属長は、この規程及び関係法令の趣旨に 則り、個人情報の適正な取扱いを確保するため、職員に対する必要な 教育、研修等を実施しなければならない。

(監査)

- 第28条 理事長は、学園及び各学校における個人情報の適正な取扱いに ついて、定期的に監査するものとする。
- 2 理事長は、前項の監査を行うにあたっては、監査担当者を任命するも のとする。
- 3 監査担当者は、監査の結果を理事長に報告しなければならない。 (手数料の徴収)
- 第29条 学園及び各学校は、第21条に基づく開示を求められたときは、 その内容に応じて手数料を徴収することができる。
- 2 前項の手数料は、委員会が決定する。

(改廃)

第30条 この規程の改廃は、本部委員会の議を経て理事会がこれを行う。

附則

この規程は、2005年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2010年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2013年3月25日一部改正し、2013年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2021 年 7 月 15 日に一部改正し、文部科学大臣の認可の日 (2021 年 8 月 27 日)から施行する。

附 則

この規程は、2023年3月24日に一部改正し、同日から施行する。

(様式 第1号)

個人情報保護に係る覚書[作成例]

学校法人真宗大谷学園(以下、「甲」という。)と株式会社○○○○(以下、「乙」という。)は、甲の□□□□業務の委託に伴う個人情報の取扱いに関し、次のとおり覚書を締結する。

契約名

業務内容

契約期間

受け渡し資料明細

1. データの授受について

甲は〇月〇日までにデータ入力資料を渡し、乙は〇月〇日(指定期日)までにデータ入力資料等を甲に返還するものとする。また、データ入力資料等の授受については記録を残すものとする。

2. 機密保持について

乙は甲から受けたデータ入力資料等について、その機密・情報保持に万全を期し、これを第三者に公表又は漏洩してはならない。また、この作業に従事する者に対して、業務上知り得た機密・情報等を第三者に口外・開示しないよう指示監督するとともに、データ入力資料等の複写・複製をしてはならない。

乙の、この作業に従事する者に対する機密保持の指示は、退職後の機密保持についても 行うものとする。

3. 個人データの返却等について

乙は甲から受けたデータ入力資料等について、あらかじめ定められた方法をもって、利用目的達成後は、当該データ入力資料等の返却又は破棄若しくは削除を適切かつ確実に行わなければならない。

4. 個人データの加工、改ざん等の禁止

乙は甲から受けたデータ入力資料等について、当該契約の範囲を超えて個人データを加工し、改ざん等を行ってはならない。ただし、当該契約の目的達成のために、新たに個人データの加工が必要な場合は、乙は甲の同意を得てこれを行うことができる。

5. 報告義務

乙は、当該契約に係る業務遂行に際して、個人データの漏洩等の事故あるときは、速やかに甲に報告しなければならない。また、乙は本契約に基づく業務にあたって、個人データの再委託を行うときは、事前に甲に機密保持について明確に定めた文書を持って報告しなければならない。

6. 損害賠償

乙が、本件業務に係る機密の漏洩、資料等の毀損及びその他により、甲に損害を与えた場合は、乙は甲に対して損害賠償の責を負うものとする。なお、甲乙いずれの責にも帰すことのできない事由により甲に損害を与えた場合は、甲と乙は協議の上、これを円満に解決するものとする。

7. その他

この覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上、誠意をもって円満に解決するものとする。

○○○○年○月○日

- (甲) 学校法人真宗大谷学園 所属・職名 ○○○○
- (乙) 株式会社 ○○○○ 取締役 ○○○○

(様式 第2号)

個人情報保護に係る覚書[作成例]

学校法人真宗大谷学園(以下、「甲」という。)と株式会社○○○○(以下、「乙」という。)は、甲の□□□□業務に伴う労働者派遣契約における個人情報の取扱いに関し、次のとおり覚書を締結する。

契約名 業務内容 契約期間

受け渡し資料明細

1. データの取扱いについて

本労働者派遣契約に基づき乙が甲に派遣する労働者(以下、「乙の労働者」という。)は、甲が保有する個人情報を業務上取扱うにあたり、その個人情報を改ざん又は毀損してはならない。

2. 機密保持について

乙の労働者は本契約に基づき行う業務上取扱う甲が保有する個人情報について、その機密・情報保持に万全を期し、これを第三者に公表又は漏洩してはならない。また、乙は乙の労働者に対して、業務上知り得た機密・情報等を第三者に口外・開示しないよう指示監督しなければならない。

乙の、この作業に従事する者に対する機密保持の指示は、退職後の機密保持についても 行うものとする。

3. 個人データの加工、改ざん等の禁止

乙の労働者は、当該契約の範囲を超えて個人データを加工し、改ざん等を行ってはならない。ただし、当該契約の目的達成のために、新たに個人データの加工が必要な場合は、 乙の労働者は甲の同意を得てこれを行うことができる。

4. 報告義務

乙の労働者は、当該契約に係る業務遂行に際して、個人データの漏洩等の事故あるときは、速やかに甲に報告しなければならない。

5. 損害賠償

乙又は乙の労働者が、本件業務に係るデータの改ざん、機密の漏洩、資料等の毀損及びその他により、甲に損害を与えた場合は、乙は甲に対して損害賠償の責を負うものとする。なお、甲乙いずれの責にも帰すことのできない事由により甲に損害を与えた場合は、甲と乙は協議の上、これを円満に解決するものとする。

6. その他

この覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上、誠意をもって円満に解決するものとする。

○○○○年○月○日

- (甲) 学校法人真宗大谷学園 所属・職名 ○○○○
- (乙)
 株式会社
 ○○○○

 取締役
 ○○○○

保有個人データ開示等請求書					
(申出先) 学校法 個人情	·人真宗大谷学園 青報管理者殿	(提出年月日)	年	月 日	
		請求者(□本人 氏 名 住 所 電話番号	□代理人)	印	
	関する規程第21条、	連絡先 (本人の氏名 , 第23条~第25条の	規定に基づき)、次のとおり	
請求します。 個人データ記録 の件名又は内容					
	□開 示 □利用の停止	□訂正・削除 □提供の停止			
請求の内容					
本人であること を証明する 書 類					
備考					
 (記入方法等) 1 該当する□欄にチェックしてください 2 「請求の内容」欄の開示方法について、書面以外の方法による場合はその旨をご記入ください。 3 請求者は、請求書提出時に、身分を証明するもの及び本人(法定代理人を含む)であることを確認できるものを御提示ください。 4 代理人の方は、本人の氏名も御記入の上、代理権を有することを証明する書面を添付してください。 					

不服申立書					
(申出先) 学校法人真宗大谷学園 個人情報管理者殿	(提出年月日) 年	三 月 日			
	不服申立人(□本人 □ 氏 名 住 所 電話番号	印			
個人情報保護に関する規程第26	連 絡 先 (本人の氏名 条の規定に基づき、次のとおり)	請求します。			
不服申し立ての 対象となる請求 の内容					
不服申し立ての 内容・理由					
本人であること を証明する書類					
備考					
(記入方法等)1 不服申立人は、請求書提出時に、身分を証明するもの及び本人(法定代理人を含む)であることを確認できるものを御提示ください2 代理人の方は、本人の氏名も御記入の上、代理権を有することを証明する書面を添付してください。					